



# 山形県公報

平成15年10月24日(金)  
第1486号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 告 示

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程..... ( 児童家庭課 ) ...1213  
 指定居宅サービス事業者の指定..... ( 置賜総合支庁福祉課 ) ...1214  
 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業所の所在地の変更..... ( 同 ) ... 同  
 指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業所の所在地の変更..... ( 同 ) ... 同  
 指定居宅サービス事業者の指定..... ( 庄内総合支庁福祉課 ) ...1215  
 指定居宅介護支援事業者の指定..... ( 同 ) ... 同  
 国土調査の成果の認証..... ( 農村計画課 ) ... 同  
 同..... ( 同 ) ... 同  
 土地改良区の役員の退任の届出..... ( 最上総合支庁農村計画課 ) ...1216  
 土地改良区の定款変更の認可..... ( 同 ) ... 同  
 同..... ( 庄内総合支庁農村計画課 ) ... 同  
 森林病虫害等防除法に基づく特別伐倒駆除命令の予定..... ( 庄内総合支庁森林整備課 ) ...1217  
 都市計画の変更の案の縦覧..... ( 都市計画課 ) ... 同  
 同..... ( 同 ) ...1218  
 道路の区域の変更..... ( 置賜総合支庁建設総務課 ) ... 同  
 一般国道の供用の開始..... ( 同 ) ...1219  
 道路の区域の変更..... ( 置賜総合支庁西置賜総務建築課 ) ... 同

### 公安委員会関係

#### 規 則

山形県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則..... 同

### 公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請..... ( 村山総合支庁企画振興課 ) ...1220  
 一般競争入札の公告..... ( 建築住宅課 ) ...1221

### 正 誤

## 告 示

山形県告示第951号

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成15年10月24日

山形県知事職務代理者

山形県副知事 金 森 義 弘

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程(昭和53年10月県告示第1855号)を次のように改正する。

第1条及び第2条中「社会福祉・医療事業団」を「独立行政法人福祉医療機構」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県告示第952号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規程する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成15年10月24日

山形県知事職務代理人

山形県副知事 金 森 義 弘

| 指定居宅サービス事業者の<br>名称及び所在地   | 事業所の名称及び所在地                   | 居宅サービスの<br>種類 | 指定年月日     |
|---------------------------|-------------------------------|---------------|-----------|
| 有限会社タケダ<br>米沢市西大通一丁目3番43号 | さくらんぼ介護サービス<br>米沢市西大通一丁目3番43号 | 通 所 介 護       | 平成15.10.9 |

山形県告示第953号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成15年10月24日

山形県知事職務代理人

山形県副知事 金 森 義 弘

| 指定居宅サービス事業者<br>の名称及び所在地                       | 居宅サービ<br>スの種類 | 事業所の名称及び所在地         |                   | 変更年月日     |
|-----------------------------------------------|---------------|---------------------|-------------------|-----------|
|                                               |               | 変 更 前               | 変 更 後             |           |
| 特定非営利活動法人ほほ<br>えみサービス米沢<br>米沢市門東町二丁目7番<br>21号 | 訪 問 介 護       | 特定非営利活動法人ほほえみサービス米沢 |                   | 平成15.9.19 |
|                                               |               | 米沢市門東町二丁目7番<br>21号  | 米沢市大町三丁目4番15<br>号 |           |

山形県告示第954号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成15年10月24日

山形県知事職務代理人

山形県副知事 金 森 義 弘

| 指定居宅介護支援事業者の<br>名称及び所在地                   | 事業所の名称及び所在地         |               | 変更年月日     |
|-------------------------------------------|---------------------|---------------|-----------|
|                                           | 変 更 前               | 変 更 後         |           |
| 特定非営利活動法人ほほえみサー<br>ビス米沢<br>米沢市門東町二丁目7番21号 | 特定非営利活動法人ほほえみサービス米沢 |               | 平成15.9.19 |
|                                           | 米沢市門東町二丁目7番21<br>号  | 米沢市大町三丁目4番15号 |           |

## 山形県告示第955号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。  
平成15年10月24日

山形県知事職務代理人

山形県副知事 金 森 義 弘

| 指定居宅サービス事業者の名称及び所在地                 | 事業所の名称及び所在地                            | 居宅サービスの種類 | 指定年月日     |
|-------------------------------------|----------------------------------------|-----------|-----------|
| 企業組合労協センター事業団<br>東京都豊島区南大塚二丁目33番10号 | 労協センター事業団ヘルパーステーションらいふ<br>鶴岡市朝暘町30番14号 | 訪問介護      | 平成15.9.26 |
|                                     |                                        | 福祉用具貸与    | 同         |
| 株式会社二チイ学館<br>東京都千代田区神田駿河台2番地9号      | アイリスケアセンター東泉<br>酒田市東泉町五丁目8番地10号        | 訪問介護      | 同         |

## 山形県告示第956号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。  
平成15年10月24日

山形県知事職務代理人

山形県副知事 金 森 義 弘

| 指定居宅介護支援事業者の名称及び所在地            | 事業所の名称及び所在地                     | 指定年月日     |
|--------------------------------|---------------------------------|-----------|
| 株式会社二チイ学館<br>東京都千代田区神田駿河台2番地9号 | アイリスケアセンター東泉<br>酒田市東泉町五丁目8番地10号 | 平成15.9.26 |
| 医療法人社団さつき会<br>酒田市曙町二丁目18番地の6   | 在宅介護支援センター明日葉<br>酒田市駅東二丁目3番地の6  | 同         |

## 山形県告示第957号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。  
平成15年10月24日

山形県知事職務代理人

山形県副知事 金 森 義 弘

- 1 調査を行った者の名称  
川西町
- 2 調査を行った期間  
平成6年4月1日から平成8年3月27日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
川西町地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
大字高山、大字吉田、大字黒川、大字上小松の各一部
- 5 認証年月日  
平成15年10月15日

## 山形県告示第958号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。  
平成15年10月24日

山形県知事職務代理人

山形県副知事 金 森 義 弘

- 1 調査を行った者の名称  
温海町
- 2 調査を行った期間  
平成13年5月22日から平成15年3月18日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
温海町地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
大字菅野代の一部
- 5 認証年月日  
平成15年10月15日

## 山形県告示第959号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新庄土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成15年10月24日

山形県知事職務代理者

山形県副知事 金 森 義 弘

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所         |
|----------|---------|-------------|
| 理 事      | 庄 司 昭 雄 | 新庄市大字福田10番地 |

## 山形県告示第960号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成15年10月24日

山形県知事職務代理者

山形県副知事 金 森 義 弘

- 1 土地改良区の名称  
泉田川土地改良区
- 2 事務所の所在地  
新庄市大字泉田字上村西407番地
- 3 認可年月日  
平成15年10月14日

## 山形県告示第961号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成15年10月24日

山形県知事職務代理者

山形県副知事 金 森 義 弘

- 1 土地改良区の名称  
中川土地改良区
- 2 事務所の所在地  
鶴岡市宝町18番46号
- 3 認可年月日  
平成15年10月14日

## 山形県告示第962号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第2項の規定により、松林を所有し、又は管理する者に対し、次のとおり特別伐倒駆除を命ずる予定である。

平成15年10月24日

山形県知事職務代理者

山形県副知事 金 森 義 弘

## 1 区域及び期間

| 区 域   |                                       | 期 間                           |
|-------|---------------------------------------|-------------------------------|
| 市 町 名 | 大 字 名                                 |                               |
| 鶴 岡 市 | 茨新田、長崎、西沼、辻興屋、面野山、千安京田、下川及び湯野浜        | 平成15年11月14日から<br>平成16年3月19日まで |
| 酒 田 市 | 宮海、古湊、高砂、新町、宮野浦、十里塚、坂野辺新田、黒森、広岡新田及び浜中 | 同 上                           |
| 遊 佐 町 | 菅里、北目、江地、藤崎及び比子                       | 同 上                           |

## 2 森林病虫害等の種類 松くい虫

## 3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している松の樹木の伐倒及び破砕（森林病虫害等防除法施行規則（昭和25年農林省令第35号）第1条に規定する基準に従い行うものに限る。）又は当該樹木の伐倒及び焼却（炭化を含む。）をすること。

## 4 命令をしようとする理由

1の区域の松林において松くい虫の被害が発生しており、3の措置を行わなければ松くい虫が異常にまん延して当該区域及びその周辺区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

## 5 その他必要な事項

- (1) 1の区域内において3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者は、この告示の日から2週間以内に、理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。
- (2) 3の措置を行った者又はその代理人は、その措置を行った後速やかに、庄内総合支庁長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、(3)による損失補償の申請書を提出する場合は、この限りでない。
- (3) 3の措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を、その措置を行った後速やかに、庄内総合支庁長を経由して、知事に提出しなければならない。
- (4) 知事は、3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が1の期間内に3の措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、その措置の全部又は一部を行うことができる。
- (5) 知事は、(4)の措置を行った場合において、その費用の額が、3の措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることになるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

## 山形県告示第963号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により次の都市計画を変更するため、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成15年10月24日

山形県知事職務代理者

山形県副知事 金 森 義 弘

## 1 都市計画の種類及び名称

- (1) 種 類 東根都市計画道路
- (2) 名 称 1・3・1号東根村山線、3・2・1号羽入大森線、3・2・2号山形空港前通り線、3・3・1号天童東根村山線、3・4・1号長瀬神町線、3・4・2号東根前通線、3・4・3号宮崎西道線、3・4・4号神町若木線、3・4・5号一本木神町線、3・4・6号神町駅前通線、3・4・7号若木本郷線、3・4・8号長谷平林線、3・4・9号大林一本木線、3・4・10号平林一本木

線、3・4・11号大林中央通り線、3・4・12号一本木駅前通り線、3・4・13号神町中通り線、  
3・4・14号一本木南線及び3・5・2号楯岡東根線

2 都市計画を変更する土地の区域

- (1) 追加する部分 なし
- (2) 削除する部分 なし

3 都市計画の案の縦覧の期間及び場所

- (1) 期 間 平成15年10月24日から同年11月7日まで
- (2) 場 所 土木部都市計画課及び村山総合支庁建設部北村山道路計画課並びに東根市役所

4 その他

この都市計画の変更の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に対し意見書を提出することができる。

山形県告示第964号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により次の都市計画を変更するため、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成15年10月24日

山形県知事職務代理者

山形県副知事 金 森 義 弘

1 都市計画の種類及び名称

- (1) 種 類 酒田都市計画、余目都市計画、藤島都市計画及び三川都市計画下水道
- (2) 名 称 最上川下流域下水道

2 都市計画を変更する土地の区域

- (1) 追加する部分 東田川郡余目町大字家根合字大下
- (2) 削除する部分 なし

3 都市計画の案の縦覧の期間及び場所

- (1) 期 間 平成15年10月24日から同年11月7日まで
- (2) 場 所 土木部都市計画課及び庄内総合支庁建設部道路計画課並びに酒田市役所、余目町役場、藤島町役場及び三川町役場

4 その他

この都市計画の変更の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に対し意見書を提出することができる。

山形県告示第965号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成15年10月24日から同年11月6日まで縦覧に供する。

平成15年10月24日

山形県知事職務代理者

山形県副知事 金 森 義 弘

1 道路の種類 一般国道

2 路 線 名 113号

3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                     | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長         |
|-----------------------------------------|------|-----------------------|-------------|
| 東置賜郡高畠町大字深沼字押出2896番1から<br>同 字舟入1652番3まで | 旧    | 47.3メートル<br>↓<br>8.4  | メートル<br>687 |
| 同 上                                     | 新    | 47.3メートル<br>↓<br>8.4  | 同 上         |
| 同 上                                     |      | 78.2メートル<br>↓<br>12.8 | メートル<br>869 |

## 山形県告示第966号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成15年10月24日から同年11月6日まで縦覧に供する。

平成15年10月24日

山形県知事職務代理者

山形県副知事 金 森 義 弘

- 1 路線名 113号
- 2 供用開始の区間 東置賜郡高畠町大字深沼字押出2896番1から  
同 字舟入1652番3まで
- 3 供用開始の期日 平成15年10月31日

## 山形県告示第967号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜総務建築課において平成15年10月24日から同年11月6日まで縦覧に供する。

平成15年10月24日

山形県知事職務代理者

山形県知事 金 森 義 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 長井大江線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                             | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長           |
|---------------------------------|------|-----------------------|---------------|
| 長井市館町南339番から<br>同 あら町1293番4まで   | 旧    | 26.0メートル<br>と<br>5.9  | メートル<br>1,136 |
| 長井市神明町2402番5から<br>同 あら町1293番4まで |      | 30.0メートル<br>と<br>16.0 | メートル<br>453   |
| 同 上                             | 新    | 30.0メートル<br>と<br>16.0 | 同 上           |

## 公安委員会関係

### 規 則

山形県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年10月24日

山形県公安委員会

委員長 吉 田 美 智 子

## 山形県公安委員会規則第8号

山形県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

山形県警察の組織に関する規則（平成14年3月県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第37条第8号を削る。

第39条の表中

|       |              |                 |      |
|-------|--------------|-----------------|------|
| 警備第二課 | 国民文化祭警衛警備対策室 | 第37条第 8 号に掲げる事務 | を削る。 |
|-------|--------------|-----------------|------|

第40条第 1 項の表中

|              |               |                                           |           |
|--------------|---------------|-------------------------------------------|-----------|
| 国民文化祭警衛警備対策室 | 国民文化祭警衛警備対策室長 | 上司の命を受け、国民文化祭警衛警備対策室の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。 | を削り、同条第 2 |
|--------------|---------------|-------------------------------------------|-----------|

項の表中

|       |              |                                                             |   |
|-------|--------------|-------------------------------------------------------------|---|
| 警備第二課 | 警備指導官        | 上司の命を受け、第37条第 3 号、第 6 号及び第 7 号に掲げる事務に関する指導業務を処理し、関係事務を整理する。 | を |
|       | 国民文化祭警衛警備対策官 | 上司の命を受け、第37条第 8 号に掲げる事務を整理する。                               |   |

|       |       |                                                             |       |
|-------|-------|-------------------------------------------------------------|-------|
| 警備第二課 | 警備指導官 | 上司の命を受け、第37条第 3 号、第 6 号及び第 7 号に掲げる事務に関する指導業務を処理し、関係事務を整理する。 | に改める。 |
|-------|-------|-------------------------------------------------------------|-------|

別表第 1 第 2 号中

|  |            |         |   |
|--|------------|---------|---|
|  | 山 口 警察官駐在所 | 天童市大字山口 | を |
|  | 成 生 警察官駐在所 | 天童市大字成生 |   |

|  |            |         |       |
|--|------------|---------|-------|
|  | 山 口 警察官駐在所 | 天童市大字山口 | に改める。 |
|--|------------|---------|-------|

附 則

この規則は、平成15年10月27日から施行する。ただし、別表第 1 の改正規定は、平成15年11月 1 日から施行する。

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成15年10月24日

山形県知事職務代理者

山形県副知事 金 森 義 弘

- 1 申請のあった年月日  
平成15年10月10日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名 称  
特定非営利活動法人 N P O やまがた芸術村
  - (2) 代表者の氏名  
伊勢 博
  - (3) 主たる事務所の所在地  
山形県山形市城南町一丁目16番地 1 号 霞城セントラル18階  
山形新都心開発株式会社内
  - (4) 定款に記載された目的



この法人は、音楽家・芸術家・建築家・芸人・職人といった、いままでに類のない新しいヒューマン・ネットワークを活用し、社会に向けて芸術推進活動を行い、またITを活用した地域の為のネットワークづくりや地域の様々な情報発信・情報化（IT活用）に関する支援事業を行い、もって自主的・主体的なまちづくり、人々の交流推進、文化振興、人材育成に寄与することを目的とする。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、PFIによる県営住宅鈴川団地移転建替等事業について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成15年10月24日

山形県知事職務代理者

山形県副知事 金 森 義 弘

### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形県庁入札室
- (2) 日 時 平成16年3月3日(水) 午後3時30分
- (3) 提出方法 持参により提出
- (4) 受付期間 平成16年3月3日(水) 午前10時から午後3時まで  
(午前12時から午後1時までを除く。)
- (5) 受付場所 山形市松波二丁目8番1号  
山形県土木部建築住宅課公営住宅建設係（山形県庁12階）
- (6) そ の 他 第一次提案（入札参加申込）の受付は平成15年12月18日から平成15年12月22日までとする。  
また、第二次提案の受付は平成16年3月3日とする。

### 2 入札に付する事項

- (1) 事 業 名 PFIによる県営住宅鈴川団地移転建替等事業
- (2) 事業場所 山形県山形市内
- (3) 事業内容 PFI方式による県営住宅の設計、建設及び維持管理業務
- (4) 事業期間 事業契約締結の日の翌日から平成38年3月31日まで

### 3 入札参加者の構成要件、設計・建設に当たる者の資格要件、入札参加者の制限等

#### (1) 入札参加者の構成要件

イ 入札参加者は、本施設を設計・建設し、維持管理業務を約20年間にわたって安定して行うことができる単独企業又は複数の企業等で構成されるグループとする。

#### ロ 入札参加者の構成等

- (イ) 入札参加者が複数の企業等により構成されるグループとなる場合は、代表企業を定めること。
- (ロ) 入札参加者の構成員のいずれかが、他の入札参加者の構成員として重複参加していないこと。
- (ハ) 土地の所有者が、入札参加者の構成員になることを必須条件とはしない。なお、土地の所有者が個人の場合は、入札参加者の構成員になることができないものとする。

#### (2) 設計・建設に当たる者の資格要件

次のとおりとする。ただし、設計に当たる者が複数の場合であっても、全ての者が下記イの資格要件を満たしていること。

建設に当たる者が複数の場合は、その幹事会社は下記ロの(イ)、(ロ)、(ハ)の全ての資格要件を、幹事会社以外の者は下記ロの(イ)の資格要件を、それぞれ満たしていること。

#### イ 建物の設計に関する資格要件

建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

#### ロ 建物の建設に関する資格要件

- (イ) 平成15・16年度山形県建設工事競争入札参加資格名簿に登録されている者（単体、経常建設共同企業体、事業協同組合等のうちいずれか1つの参加に限る）であること。
- (ロ) 平成15・16年度山形県建設工事競争入札参加資格名簿による建築一式工事のAの等級に格付けされていること。
- (ハ) 次に掲げる要件を満たす主任技術者又は監理技術者を対象工事に専任で配置できるとともに、現場代理人を常駐できること。
  - a 一級建築施工管理技士、一級建築士又はこれらと同等以上の資格を有するものであること。
  - b 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証を有するものであること。

## (3) 入札参加者の制限等

入札参加者が単独企業の場合は、次のいずれにも該当しないこと。複数の企業等で構成されるグループの場合は、次のいずれかに該当する構成員を含まないこと。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

ロ 商法（明治32年法律第48号）第381条の規定による整理開始の申立て又は通告がなされている者

ハ 破産法（大正11年法律第71条）第132条もしくは第133条の規定による破産申立てがなされている者

ニ 会社更生法（昭和27年法律第172条）第30条の規定による更正手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）

ホ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）

ヘ 「山形県建設工事請負業者指名停止要綱」に基づき、指名停止の処置を受けている者

ト 建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第1項及び第26条第2項の規定に基づく処分を受けている者

チ 県が本事業のために設置する審査委員会の委員が属する企業及びその関係企業。

また、本事業の主催者関係者（県に在籍する者及び本事業のアドバイザー業務に関与する者。県は、株式会社佐藤総合計画に本事業に関するアドバイザー業務を委託している。株式会社佐藤総合計画は本事業について、三井安田法律事務所（法務アドバイザー）と提携している。）

## (4) 入札参加者の構成員の変更について

一次提案以降における入札参加者の構成員の変更及び追加は、原則として認めない。

ただし、やむを得ない事情が生じた場合、又は資格要件及び入札参加者の制限等に抵触するような事態が生じた場合は県と協議を行い、県が承諾した場合に限り、構成員の変更及び追加を行うことができる。

## (5) 資格要件及び入札参加者の制限等を満たすべき期間

資格要件及び入札参加者の制限等を満たすべき期間は、一次提案書類の提出期限の日から、落札者決定の日までとする。

## 4 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県土木部建築住宅課公営住宅建設係 電話番号023-630-2637

## 5 入札説明書等の公表

(1) 日 時 平成15年10月24日（金）

(2) 場 所 山形県ホームページ（URL <http://www.pref.yamagata.jp/>）で公表する。

## 6 入札保証金及び契約保証金等

(1) 入札保証金 免除する

(2) 契約保証金等

「施設購入費相当分」の10分の1に相当する金額以上の額の県があらかじめ同意する金融機関の連帯保証による保証

## 7 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者とした場合には落札決定を取り消すものとする。

なお、一次提案審査において、入札参加者の構成要件、設計・建設に当たる者の資格要件、入札参加者の制限等に関する適格審査を通過した者であっても、開札の時に、これらの構成要件、資格要件及び制限等に関する適格性を有しない者は、入札の資格がない者に該当する。

(1) 本入札説明書に示した入札の資格のない者のした入札

(2) 委任状を持参しない代理人のした入札

(3) 「一次提案書類」に記載された単独企業又は応募グループの代表企業以外のした入札

(4) 「一次提案書類」その他の一切の提出した書類に虚偽の記載をした者の入札

(5) 記名押印を欠いた入札

(6) 金額を訂正した入札

(7) 誤字、脱字等により意思表示が不明確である入札

(8) 明らかに連合によると認められる入札

(9) 同一事項の入札について他の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

## 8 落札者の決定方法等

本件入札は、入札金額と入札金額以外の要素を総合的に評価して、最も優れた提案を行った者を落札者として

決定する総合評価方式により行う。

審査は、一次提案審査と二次提案審査の2段階に分けて行う。

#### 9 その他

(1) この契約においては、契約書の作成を必要とする。

(2) 契約の締結

本件は、議会の議決に付すべき契約並びに財産の取得、管理及び処分に関する条例（昭和39年3月山形県条例第6号）の規定により、山形県議会の議決に付さなければならない事業であるため、山形県議会の議決を得た後に本契約を締結する。

(3) 詳細については、入札説明書による。

### 正 誤

| 発行年月日     | 県公報<br>番号 | ページ  | 行  | 誤          | 正           |
|-----------|-----------|------|----|------------|-------------|
| 平成15.10.3 | 第1480号    | 1182 | 11 | 大久保甲610番地2 | 大久保甲610番地の2 |

平成15年10月24日印刷  
平成15年10月24日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県  
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂 部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056